

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

新東名島田金谷 I C 周辺地区開発事業 賑わい交流拠点整備事業

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県島田市

### 3 地域再生計画の区域

静岡県島田市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

お茶は、市内で産出される農産物の約70%を占め、全国有数の生産量を誇っている。しかし、国内需要は低迷しており、価格の低下や茶農家の高齢化、人口減少による後継者不足などの課題を抱えている。また、お茶以外の農業についても同様であり、農家の所得低迷が続いている。本事業により、お茶に特化したブースの設置や体験プログラムの提供を行うことでお茶の魅力を知ってもらい販売促進に繋げる。また、既存施設とは異なった上質な地場の農作物を活用したマルシェや地場産品、特産品を活用した特色のあるレストランを実施することでお茶以外の農家の所得向上にも繋げる。

観光施設については、周辺施設との周遊性がなく観光資源のポテンシャルを活かしきれていない。(仮称)大井川流域観光拠点により、大井川流域の自治体や観光団体・施設と連携して結びつくことで周遊性を生み、この施設だけでなく広域的な観光振興や交流人口の拡大が図られる。また、この施設の広域交通網に至近の立地優位性を活かし、自家用車や電車、バスなどのモーダルコネクト(乗り換え機能)が可能となるよう結節点としての機能を取り入れ、より周遊性を強化することで大井川流域に滞在できる取り組みを目指していく。

## 4-2 地方創生として目指す将来像

### 【概要】

本事業は、島田市、大井川農業協同組合、大井川鐵道、中日本高速道路の4者連携によって整備し、「稼ぐ拠点」と位置づけ、地域の農産物の販売等による農業振興、交流人口の増加による地域振興や観光振興、地域ブランドの強化、シティプロモーションである島田市緑茶化計画の推進を目指していく。さらに、市内の観光施設（蓬萊橋、大井川鐵道のSL、きかんしゃトーマス号、川根温泉など）と周辺観光地が連携した新たな観光プログラムを売り出すことで交流人口の増加、地域振興、農業振興に繋げていく。

### 【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
大井川流域観光拠点売上額（万円／年）	0	0	4,400
賑わい交流拠点売上額（万円／年）	0	0	133,000
賑わい交流拠点施設来場客数（万人／年）	0	0	65

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
2,300	0	0	6,700
67,000	0	0	200,000
35	0	0	100

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

#### ① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

新東名島田金谷 I C 周辺地区開発事業 賑わい交流拠点整備事業

③ 事業の内容

（仮称）大井川流域観光拠点は、4者連携の中で島田市が実施するものであり、奥大井への玄関口として、隣接する大井川鉄道新駅や観光無料駐車場の乗り換え機能を活用し、大井川流域の関係団体とも連携した観光案内所機能を有していく。また、周辺観光地や大井川流域の農業体験、観光農園とも連携した観光プログラムを開発して売り出すことで地域振興、農業振興に繋げていく。

なお、本事業は、地方創生拠点整備交付金基金を造成し、2020年度まで施設整備等を実施するものである。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

平成30年6月に、島田市、大井川農業協同組合、大井川鉄道、中日本高速道路による4者包括連携協定を締結し、まちの賑わい創出を図るとともに、本市及び周辺市町の農産物の活用による地域経済の活性化、島田市のPRに結びつく取組を展開し、「稼ぐ拠点」として、交流人口の増加により地域振興を目指す。大井川農業協同組合は、農産物の提供や販売により主に農家の所得向上等の農業振興に取り組む。大井川鉄道は、新駅設置など鉄道事業によりモーダルコネクトの役割を担い、SLやトーマスなどの観光事業との連携により交流人口の拡大に取り組む。中日本高速道路は、知名度を生かした集客や地域振興事業で実績があり、本施設の広報やイベント実施、ドライブプランの企画などにより連携して観光振興や交流人口の拡大に取り組む。市は、（仮称）大井川流域観光拠点を整備し、広域的な観光振興や交流人口の拡大を図るとともに、モーダルコネクト（乗り換え機能）が可能となるよう結節点としての機能を取り入れるため観光無料駐車場を整備する。

【政策間連携】

本事業では、市の基幹事業であるお茶や地場産品・特産品を活用したマルシェ・レストランや大井川流域の自治体や観光団体・施設と連携した周

遊性をもった大井川流域観光拠点により農業・地域振興を図る。また、広域交通網に至近の立地優位性を生かし、モーダルコネクト（乗り換え機能）が可能となるよう結節点としての機能を取り入れるための大井川鐵道の新駅や観光無料駐車場、さらにマルシェ・レストランでの集客と大井川流域観光拠点による市内の観光施設（蓬莱橋、大井川鐵道のSL、きかんしゃトーマス号、川根温泉など）や周辺観光地の観光客が交通結節点の機能を有効に活用できるようにすることで、更なる交流人口の拡大や観光振興を図ることが可能となる。

#### 【地域間連携】

（仮称）大井川流域観光拠点の整備により、大井川流域の自治体や観光団体・施設と連携して結びつくことで周遊性を生み、この施設だけでなく広域的な観光振興や交流人口の拡大が図られる。また、この施設の広域交通網に至近の立地優位性を活かし、自家用車や電車、バスなどのモーダルコネクト（乗り換え機能）が可能となるよう結節点としての機能を取り入れ、より周遊性を強化することで更なる効果が期待でき、広域的な経済波及効果が期待できる。

#### 【自立性】

（仮称）大井川流域観光拠点では、市の基幹事業であるお茶や地場産品・特産品や大井川流域の観光プログラムの販売等で、年間6,700万円の売上額により、本施設の自立的な運営を可能にするとともに、その他、大井川農業協同組合が既存施設とは異なった上質な地場の農作物を活用したマルシェや地場産品、特産品を活用した特色のあるレストランと一体となって、市内外から多くの集客を呼び込むことを可能とする稼ぐ施設として計画している。また、4者連携や大井川流域の自治体や観光団体・施設と連携して結びつくことで周辺観光地の収益増加も期待でき、この施設を「稼ぐ拠点」として整備する。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））  
4-2の【数値目標】に同じ。
- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

#### 【検証方法】

島田市まち・ひと・しごと創生市民会議、金融機関会議にて、報告、検討を行い、検討結果を事業へ反映させていく。

【外部組織の参画者】

- ・ 島田市まち・ひと・しごと創生市民会議（島田市自治会連合会、島田青年会議所、お母さん業界新聞、島田市小中学校PTA連絡協議会、NP〇クロスメディア島田、島田商工会議所、島田市商工会、島田市観光協会、島田商業高等学校、島田市校長会、島田信用金庫、島田・榛北地区労働者福祉協議会、島田公共職業安定所）
- ・ 島田市まち・ひと・しごと創生金融機関会議（市内に本支店を置く8金融機関）

【検証結果の公表の方法】

市民会議、金融機関会議での事業評価、検証結果を踏まえ、市議会へ報告、評価、検証し、検討結果を事業へ反映させていく。また、検証結果は、速やかに島田市ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 2,815,340千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 第1、2、3駐車場整備事業

ア 事業概要

広域的な観光振興や交流人口の拡大を図ることを目的に、モーダルコネ

クト（乗り換え機能）が可能となるよう結節点としての機能を取り入れるため、観光無料駐車場を整備する

イ 事業実施主体

静岡県島田市

ウ 事業実施期間

2016年度から2020年度まで

## (2) 市内物産品等販売事業

ア 事業概要

（仮称）大井川流域観光拠点交流拠点を訪れる観光客に対して、市が市内で生産し販売されている産品の中から募集・審査・認定を行う「島田の逸品」を始めとした市内物産品等の販売を行うことにより、観光客による注意喚起を促す。さらに、市内物産品の商品PRの場としての機能を併せ持ち、平時における継続的な市内物産品の消費喚起を意図するもの。

イ 事業実施主体

静岡県島田市

ウ 事業実施期間

2020年7月から2024年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。